

陸別町有害鳥獣駆除従事者育成補助金

現在、猟銃の免許を取得申請している方、若しくは免許取得を考えている方につきまして、有害鳥獣駆除従事者の育成と人材確保を図るため、陸別町に居住し、令和3年4月1日以降に資格を取得した方に、必要な経費の一部を助成します。

◎補助金の交付対象者は次の方です。

- ・ 猟銃免許を取得した方及び銃砲所持の許可を受けた方
(令和3年3月31日以前に銃砲所持の許可を受けていない方)
- ・ 町内に住所を有する方
- ・ 町税等を滞納していない方
- ・ 猟銃免許取得後は、北海道猟友会足寄支部陸別部会に入会し、有害鳥獣駆除に従事できる方

◎補助対象経費

1. 第1種及び第2種猟銃猟銃免許取得経費及び銃砲の所持許可に係る経費

- ・ 猟銃免許試験事前講習申請料
- ・ 猟銃免許試験申請手数料
- ・ 猟銃等講習会受講手数料
- ・ 猟銃等講習会準備講習手数料
- ・ 射撃教習資格認定申請手数料
- ・ 火薬類譲受許可申請手数料
- ・ 銃所持許可申請手数料
- ・ 猟銃免許取得及び猟銃許可に係る診断料
- ・ 猟銃者登録費用(新規取得者のみ)
- ・ 猟銃者登録手数料
- ・ その他町長が必要と認めるもの

2. わな猟免許取得に係る経費

- ・ 猟銃免許試験事前講習申請料
- ・ 猟銃免許試験申請手数料
- ・ その他町長が必要と認めるもの

◎補助金額は、上記補助対象経費の1/2以内の額です。

※上記費用がわかる書類(領収書等)が必要となります。

◎補助金の交付手続き

- ・ 予算の範囲内での交付となります。資格の取得を考えている方は、事前に役場産業振興課林業振興担当へご相談下さい。

問合せ・申込先 陸別町役場産業振興課 林業振興担当 (27-2141 内線 136)

(裏面もあります)